



2025年5月22日

各 位

会 社 名 株式会社ゴールドウイン
代表者名 代表取締役社長 渡辺 貴生
(コード番号：8111 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員
管理本部長 白崎 道雄
(TEL. 03-6777-9378)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年6月25日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

現在、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬制度は、基本報酬、業績連動（金銭報酬）及び業績連動（非金銭報酬）で構成されています。

今般、役員の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の役員報酬制度の見直しを行い、従来の譲渡制限付株式報酬制度に代え、新たに本制度を導入することを決定いたしました。

本制度においては、対象取締役に対して、当社の普通株式の割当てのために金銭債権を報酬等として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる支給をすることにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2023年6月28日開催の第72回定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役について、2023年6月28日開催の第72回定時株主総会において年額50百万円以内とされていた点は、2024年6月26日開催の第73回定時株主総会において年額80百万円以内に改定。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることについてご承認いただき、また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬を金銭債権とし、その総額を年額95百万円以内、当社が発行又は処分する普通株式の上限を年15,000株以内とすることについてご承認をいただいておりますが、本株主総会では、従来の譲渡制限付株式報酬制度に代えて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠で新たに設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

今般、新たに導入する報酬制度は、当社の取締役会があらかじめ定める業績目標の達成度に応じて当社の普通株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度です。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度は原則として一定の業績評価期間における業績目標をあらかじめ取締役会において決定し、その業績目標の達成度合いに応じて、業績評価期間終了後に当社の普通株式を交付いたします。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）といたします。また、業績評価期間終了後に発行又は処分する当社の普通株式の総数は年40,000株以内といたします。

本制度に係る各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、取締役会において決定いたします。また、本制度に基づく1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値といたします。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

なお、本制度においては、業績評価期間開始後の最初に開催される定時株主総会の日から、本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分を決定する取締役会決議の日までに、正当な理由又は死亡により退任した場合、一定の組織再編等に関して承認された場合等、一定の場合には、対象取締役に対して、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に代えて、金銭を支給いたします。

また、本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします（ただし、対象取締役が本株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給を受ける時点において、当社の取締役其他所定の役職の地位にない場合はこの限りではありません。）。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社開設する専用口座で管理される予定です。

以 上